

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

埼玉管ネット
Communication
Network

2011年1月15日発行
第96号

発行所/マンション問題総合研究所 〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2F

編集/マンション問題総合研究所・NPO埼玉管ネット 編集人/佐々木 一

Tel 048-887-9921 事務所Fax 048-887-9924 相談専用D-Fax 020-4664-6209



全国マンション管理組合連合会（略称 全管連）会員
NPO埼玉管ネットは全管連を通じて国交省に意見書を提出しています。



新春号

Winter

- 新年のご挨拶 … p.2
- 第37回セミナー報告 … p.6
- 埼玉管ネット行事予定表 … p.8

会員 マンション 紹介



ザ・ウインベル新越谷

越谷市
13年（1997年竣工）
2棟 10階 127戸
管理方法 委託管理
管理会社 三興管理株式会社



新年のご挨拶

特定非営利活動法人 埼玉ネット会長

佐々木 一



2011年の年頭にあたり
まずは、会員皆様・並びに
ご家族様のご健勝とご多幸を
心から御祈り申し上げます。
「マンション再生について」

日本で初の鉄筋コンクリー
トの共同住宅が造られたの
は、大正5年(1916年)
三菱鉱業が長崎県高島町に社
宅として建築した建物が最初
といわれております。

一般住宅では、現東京都江
東区深川の古石場住宅の大正
12年(1923年)が最初
で、関東大震災後には、厚生
省の管轄下で財団法人同潤会
アパートが建てられるよう
なり、90年を越えるマンシ
ョンの歴史を経て、平成21年末
全国の分譲マンションの戸数

は、562万戸に達していま
す。その中で築30年を迎える
マンションは、全国で100
万戸に達し、経年劣化への合
理的、かつ確実な対応が求め
られています。

マンションに対する居住者
の意識は、現在「仮の住ま
い」から「終の住みか」へ
と、更に地球規模での環境志
向も相まって社会の流れもス
クラップ&ビルドから、改修
して住み続ける方向へと変化
しています。

今や国民の10人に一人が分
譲マンションに住み、その数
は、1400万人以上といわ
れています。

分譲マンションの老朽化対
策として、国が法的な根拠を
持つて政策として打ち出して
いるのは、建替しかありません。

マンションに入居して数年
経つと、個々のマンションで
は、住民同士の人間関係が生
まれ、住み慣れた環境でのコ
ミュニティが形成されてきて
いるのです。

又、建替は居住者の数年単
位の転居が必要であり、折角
培われたコミュニティの崩壊
も起きかねないですし、その
他、コストや住民の合意形成
をめぐり、深刻な対立を生む
懸念もあります。

マンションの建替は、一般
的なサラリーマンにとって、一
生に一度の大きな買い物であ
り、将来的に安心と安全を求
めた終の住みかでもあります。

多額な資金と深刻な住民対
立を生みだし、かつ、グローバ
ルな問題として世界的に検討
されている環境と省エネ時代
に逆行するもので、このまま
見過ごすわけにはいきません。

マンション再生の流れは、
平成14年のマンション建替円
滑化法の制定・区分所有法の
改正審議の時、建物の主要構
造躯体部分を残し、部分的に
改善・改良・設備の更新等を
行い、かつ長持ちさせ得るマ
ンション再生という手法の所
在を示唆した事をきっかけに
マンションの長寿命化や再生
に関する調査研究を促進する
とした付帯決議を採択し、法
案成立に至ったという経緯が

あります。

***全管連、マンション再生法
(仮称) 制定・要請書提出**

NPO埼玉ネットの加盟す
る全国マンション管理組合連
合会(全管連)は、昨年の4
月、国に対して「マンション
再生法(仮称) 制定を求める
要請書」を提出しました。

その内容は、従来の新規供
給や建替促進を中心とした政
策を転換し、住宅ストックの
長期使用促進を図るべきとい
うもので、「再生」をキーワ
ードに置いていますが建替は
前提としていません。

マンションは、築後30年を
過ぎると老朽化するといわれ
ており、政府は、永い間、建
替をその解決策として推進し
てきました。

全管連では、既存マンシ
ョンを適正に維持管理し、築後
100年程度は、住み続けら
れる事を目指し、その時代の
生活スタイルや社会的な求め
や必要に応じて再生を行い、
長寿命化を図ることが目的で
あると考えています。

その核たる主な基準は、(1)
長寿命化できるような適正な

維持保全(2)耐震性の確保(3)内
装や設備の更新で生活水準を
向上させる等があります。こ
うした基準をクリアするに
は、区分所有法等現行法の改
正を図る必要があります。再生技
術の開発、専門技術者及び事
業者を育成強化することも急
務であるとおもいます。

NPO埼玉ネットでは、昨
年11月28日、さいたま市文化
センターにおいて「マンシ
ョンは、何年持つか」につい
て、併設しているマン総研の
一級建築士によるパネルディ
スカッションを行いました。

マンションの長寿命化を図る
為には、個々のマンションに
応じた「長期修繕計画」が必
要である事は皆さん良くご存
じの事と思います。今回は、
マンション寿命をどう捉える
かに焦点を当て「管理組合が
考えるべき重要ポイントにつ
いて」実施致しました。

又、マンション再生メリッ
トは、永く住み続けて形成さ
れたコミュニティを失うこと
なく継続して培ってきた住環
境を毀損することなく住み続
けられる事にあると思います。

マンション問題総合研究所理事長

喜田 大三



謹賀新年

意義ある年になりますよう
心からお祈り申し上げます

◎敬老のあいさつ文

百戸のマンションに住んで
三十六年になります。当然な
がら、子供は巣立ってゆき、
残った親は高齢になり、年相
応の新年を迎えています。

最近、高齢者が社会的に
話題になり、本誌でも94号に
マンションにおける「一人暮
らし高齢者の生と死」の事例
を紹介しました。

高齢者は、孤立せず安全に
安心して暮らせる住環境を望
んでいます。そこで、各種の
関係機関と同様に、研究所で
も住環境づくりを調査研究し
ています。

旧年9月20日の敬老日に、

市の社会福祉協議会は、七十
五才以上へ祝い金と支部長の
敬老あいさつ文をさしあげま
した。私は、高齢者を見捨て
ない敬老あいさつ文に感動。
以下に、概要を紹介します。
「ご長寿おめでとうござい
ます。皆様方が世界恐慌や大
戦のなかで頑張り、戦後の日
本を築いてくださり心から感
謝申しあげます。

お陰様で、私たちは平和な
社会で生活しております。

苦しかった困難な時代をふ
りかえり、私たちに折にふれ
てお知恵を授けてください。

そして、ご健康で楽しい
日々をお過ごしいただき、来
年また敬老の日を迎えてくだ
さることを、心からお願申し
あげます」

旧年は戦後六十五年でした
ので、戦時・戦後復興の特集
記事が報道されました。

戦場で苦戦した体験、学徒
動員の体験、特攻隊の実態、
空襲や原爆投下の被害、また
食糧・資源不足の戦時・戦後
からの復興など。さらに、ア
メリカが原爆投下の広島・長
崎に戦後はじめて参拝を報道。

◎目ざめた獅子と尖閣

旧年10月、秋晴れの日に、
マンションにすんでいる高齢
の親友を訪ねました。

私「高齢者が孤立せず安心
して暮らせるマンション情報
を集めているのだ」

親友「都内に娘夫婦が住ん
でおり、毎月孫をつれて遊び
にきてくれる」

私「いい娘さんだ。君は一
人暮らしでもマンションで孤
独に死ぬことはない」

お互いに軍国少年として育
ち、中国が話題になりました。
私「小学生のとき、日本軍
は支那(中国)の内陸へ進軍
していたな」

親友「神国だから、負けな
い。神社参りをしていたな」

私「小学校の先生が支那は
眠れる獅子だと。その獅子は
目ざめ、日本を抜き世界二位
の経済大国になるらしい」

旧年9月、沖縄県尖閣諸島
沖、日本領海内で中国漁船が
海上保安庁巡視船に衝突事
件。中国漁船長を逮捕。その
後の経過は省略しますが、中
国は「尖閣諸島は中国領土」
と主張しています。

日本政府は「尖閣諸島は歴
史的にも国際法的にも日本の
領土である」その根拠を中国
だけでなく国際社会へも説明
すべきです。同時に、日中
は、戦略的互恵関係を発展さ
せ、東アジアの平和と安定に
貢献して欲しい。

【日本領土の根拠】 188

4年に古賀辰四郎が探検、95
年に日本領土編入を閣議決
定。第二次大戦末前まで数百
人が、かつお節を生産。

戦後一時期米軍の施政権
下、1971年に調印、施政
権は72年5月に日本へ返還。

一方、1969年に海底石
油が指摘されてから、中国は
71年暮れに領有を主張。しか
し、それ以前の中国文献で
も、尖閣諸島は日本の領土。

◎聖徳太子に学ぶ

旧年10月、平城遷都(43代
元明天皇)千三百年祭の奈良
を二日間観光しました。

平城宮は、現在の皇居と国
会議事堂、官庁街を一ヶ所に
集めたようなところで。
その跡地に、天皇が儀式を

する第一次大極殿や南正面の
朱雀門などが復原され、しば
し往時を想像しました。
それから、マイクロボスで
古墳・遺跡などを見学しなが
ら奈良盆地南部の飛鳥へ。こ
の地で天皇が支配する大和朝
廷が誕生し都が築かれました。

33代推古天皇は最初の女帝
で補佐が必要、聖徳太子は撰
政として大活躍しました。

中国・隋へ使者を派遣。中
国は「世界の中心で偉い、周
りは野蛮人の地域」と考えて
いました。聖徳太子はスゴイ
手紙を。「日出ずるところの
天子、書を日没するところの
天子に致す。つつがなきや」

文面は失礼かもしれないが、
対等な外交を要求し、使者は
無事に日本へ帰ってきました。

また、十七条の憲法を制定。
憲法は、字がよめる朝廷の役
人たちが守るべき心構えです。

その十五条は、私心をすて
て公務をとる。かねてから、
マンションの役員は、任期二
年内、無給・低報酬の公僕で
あると思っています。

約千四百年前の聖徳太子を
もっと研究したくなります。

謹んで新春の
お慶びを申し上げます
平成二十二年

マンション共用部分リフォームローン

三菱電機クレジット株式会社

本社 ビルシステム事業部 マンションリフォーム課
〒141-8505
東京都品川区西五反田1-3-8 (五反田御幸ビル)
TEL.03 (5496) 9497
<http://www.credit.co.jp/reform/mkrfl.html>

マンション管理組合様向け
リースでリフォーム
(窓・玄関ドア・手すりリフォーム)

トステム株式会社 ビル改装埼玉営業所

〒336-0911
埼玉県さいたま市緑区三室1158-3
TEL:048-876-5876 担当:渡会(ワタライ)

高品質な工事と誠実なアフターケア
環境にやさしいリニューアルを
提供します。

シンヨー株式会社 さいたま支店

さいたま市南区文蔵2-27-23-101
TEL 048-710-5707
FAX 048-710-5708
URL <http://www.sinyo.com/>

前田建設グループ

フジミビルサービス株式会社

〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町3-1-11
TEL:03-3639-7900
FAX:03-3639-7609

大和ライフネクスト株式会社

事業開発部

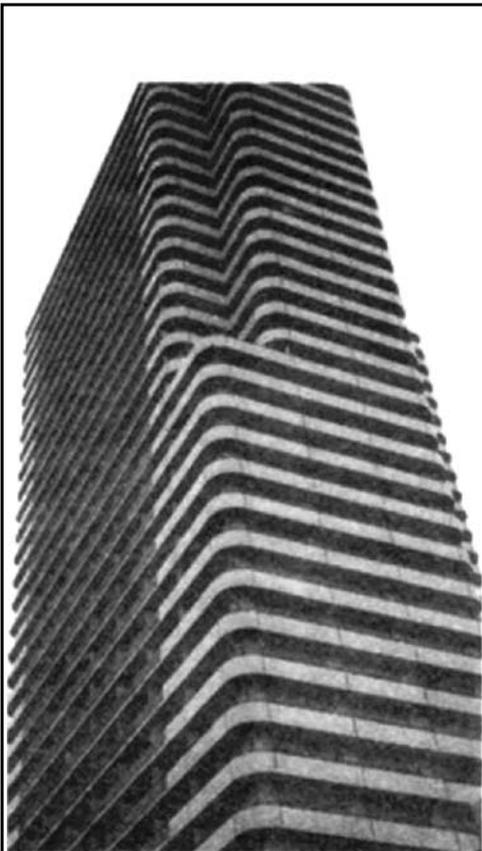
0120-54-4068

東京都港区赤坂5丁目1番33号 〒107-0052

ウレタン防水のリーディングカンパニー

株式会社ダイフレックス

本社 マンション改修チーム
〒163-0823
東京都新宿区西新宿2丁目4-1新宿 NSビル23階
TEL.03 (5381) 1188
<http://www.dyflex.co.jp>



納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463

三興管理株式会社

東京都千代田区神田須田町1-7
電話番号 03-3252-7367
FAX 番号 03-3255-2287

輝く新年を迎え
皆様のご健康とご多幸をお祈りいたします
本年もよろしくお願ひ申し上げます

すまい美しく
ヤマギシリフォーム工業株式会社
埼玉支店
〒337-0051 埼玉県さいたま市見沼区東大宮5-53-12
TEL 048-687-1710 (代) FAX 048-687-1721

建装工業株式会社

首都圏マンションリニューアル事業部
〒105-0003 東京都港区西新橋3-11-1
TEL 03-3433-0503 FAX 03-3433-0535
<http://www.kenso.co.jp/>

信頼される管理をめざします

株式会社ダイワサービス 東京支社

東京都千代田区飯田橋3丁目13番1号
TEL 03-5214-2348

Re-innovation

TOHOは建物の資産価値を再生する会社です
ISO9001・14001全支店運用中



TOHO株式会社

東京支社 / 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-8-3
TEL: 03(3255)1876(代) FAX: 03(3257)9190
URL: <http://www.toho-cp.co.jp>
E-Mail: Toho@toho-cp.co.jp

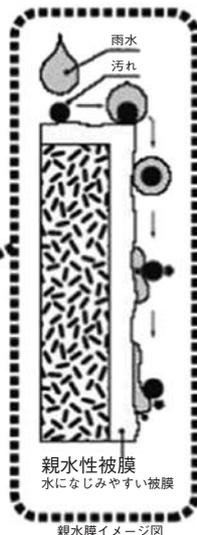
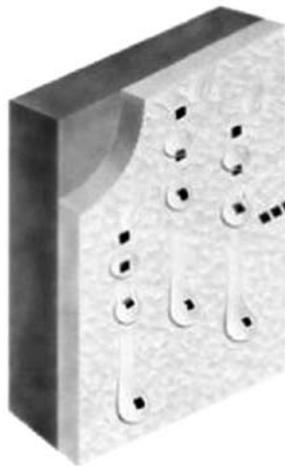
私どもは、マンション、集合住宅のリニューアル工事（大規模修繕・大規模改修工事）の専門会社です。
資産価値向上につながる Re-Innovation をコンセプトに新しい夢や感動をご提供します。

ビル・マンションの大規模修繕工事



株式会社ラクシー
〒270-2221 千葉県松戸市紙敷1009
TEL:047-312-8888/FAX:047-312-8889
URL:<http://www.ruxy.co.jp/>

NPO マンション問題総合研究所 埼管ネット



全くの「逆転の発想」から誕生しました。このアレスセラホールド工法は、従来常識とされていた、水をはじく撥水性を覆し、水になじむ親水性という常識を生みました。それは、雨水が汚れと一緒に取り去るセルフクリーニング機能により、住まいの外壁の汚れを寄せ付けず、美しい外観を長く保ち続けます。



低汚染形複合外装仕上工法

アレスセラホールド工法

(特許 第2610085号)

資料のご請求、お問い合わせは

関西ペイント販売株式会社
建設塗料本部

低汚染形セラミック変性フッ素樹脂塗料

アレスセラフッソ

低汚染形セラミック変性ウレタン樹脂塗料

アレスセラレタン

本社 〒144-0045 東京都大田区南六郷3丁目12番1号
TEL.(03)5711-8901 FAX.(03)5711-8931

第37回マンション管理組合 実践セミナー報告 平成22年11月28日開催

マンションは何年もつもの？
マンション問題総合研究所 常務理事 青山 和憲

建物の耐用年数を決定する要素として、①構造的、②経済的、③機能的、④税法的耐用年数の4つがあげられる。

①〈構造的耐用年数〉

構造的耐用年数を決定する要因としてはコンクリートの中性化がある。多くのマンションは鉄筋コンクリートか鉄骨鉄筋コンクリートでできて

いる。どちらも鉄筋（鉄骨）とコンクリートで建物を構成し支えている。鉄筋は空気中

では錆びるが、コンクリートはアルカリ性なので内部の鉄筋は錆びから守られている。ところがコンクリートは経年と共に空気中の二酸化炭素と反応して表面から中性化してゆく。コンクリートが中性化する

と内部の鉄筋が錆びて構造性能は劣化する。コンクリートの中の鉄筋を錆からまもるためコンクリートの厚さが建築基準法や日本建築学会の基準（JASS5）で定めら

れている。部位にもよるが建築基準法では鉄筋のコンクリートのかぶり厚さは最低二センチ以上JASS5では三センチ以上となる。では、コンクリートの中性化はどのくらいの速さで進行するのだろうか。中性化を推定する計算式（岸谷式）より計算結果のみ示すと次のようになる。

中性化深さ 経年
一センチ 7・22年
二センチ 28・8年
三センチ 64・98年
以上は打放しコンクリートの中性化の話である。

打放しコンクリート表面に仕上げをすると中性化を抑制する効果がある。

ビニルクロスを表面に張ったコンクリートの中性化速度は打放しコンクリートの中性化速度の0・004倍に抑制されるというデータがある。

建物の耐震性能と耐久性は建物の耐用年限中に1回発生

するかもしれない大地震（震度六強程度を想定）に対して人命の保護を優先し建物にひび割れや変形などの損傷が生じても人命に危害を及ぼすような倒壊などの被害が生じないことを目標にしており、耐震化が直ちに耐久性の向上に結びつくわけではない。

②〈経済的耐用年数〉

修繕費が建て替え費を上回る場合や売りに出しても買い手がつかないいわゆる市場価値を失う場合等がある。

③〈機能的耐用年数〉

面積狭小や、エレベーターの不設置などで建物が時代遅れになる。

④〈税法上の耐用年数〉

一九九八年まで六十年
一九九九年から四十七年
建物の寿命を建物群（同じ種類の建物）の残存率が50%となる期間と定義している。バブル期（1987～1989）の調査なので建替期間が短い。

マンションの延命と建替

国土交通省が建替えか修繕かを判断するためのマニュアルを発行している。内容は一、老朽度の判定

二、不満やニーズの把握
三、要求改善水準の設定
四、修繕・改修の改善効果の把握と費用の算定
五、建替えの改善効果の把握と費用の算定
六、建替えか修繕・改修かの判断 かなり内容は複雑で専門家の判断が必要

〈建て替え〉

マンションの建て替えを円滑にすすめるために「マンション建替え円滑化法」が平成十四年六月に制定された。この円滑化法を活用し建替えを実施した事例は平成二十一年十月で約五十件ある。

建替えまでの期間が長い例
建築年一九二二年（大正十一年）建替え年二〇〇二年（平成十四年）期間八十年
建替えまでの期間が短い例
新築年一九五六年（昭和三十一年）建替え年一九七五年（昭和五十年）十九年
平均三十七年程度（建て替え事例八十二の平均）

建替え前後の容積充足率
建替え前容積充足率三七%
建替え後容積充足一〇三%
容積充足率が三、一五倍に

増えている。

建替え成功の条件として
一、未利用の容積があること。
二、余剰住戸販売の市場性がある立地であること。の二点があげられる。

建替え成功の条件を満たさない場合の問題点として次のことがあげられる。
一、多大な費用が掛かる。

新築工事費以外に既存建物の解体工事費、工事期間中の住居費等が掛かる
二、組合員それぞれの資金負担能力に差がある。
三、組合員の考えを一つにまとめるのに時間が掛かる。

四、建て替え決議は5分の4以上の賛成が必要。
〈延命〉
分譲マンションで現存する最古のものは公的分譲一九五三年（S28年）「宮益坂アパート」築五十七年
民間分譲一九五六年（S31年）「四谷コーポラス」築五十四年と言われている。

建替え事例
「古石場アパート」八十年
「代官山アパート」七十五年

「超・長期修繕計画」をモデルケースで作成

マンション問題総合研究所 理事 鳥海 順一



国土交通省発表の「長期修繕計画標準様式・作成ガイドライン」によれば計画期間の設定は新築マンションの場合は、三十年以上とし、既存のマンションの場合は二十五年以上としています。今回は、マンションの寿命を七十年と仮定した場合の超長期修繕計画を作成してみました。

修繕周期が三十年を超える工事項目は長期修繕計画に推定修繕工費を計上していない場合があります。例えば建

具の取り換え・給排水管の取り換え・エレベーターの取り換え等があります。これらは七十年と仮定したマンションの生涯寿命の中間期に一回行う修繕工事となります。(モデルマンションは戸数七十戸・築二十年、平均専有面積七十五平米を想定しました。)

ケースA 七十年の累積工事費は五億三千八百万円となり、計画期間(月数)で除し、さらに住戸数で除した金額は九千五百円となりました。

これは約一二〇円/専有面積・戸・月となります。

しかし、この積立金で計画すると築三十年の設備の更新時から資金が不足します。「同ガイドライン」によれば、「修繕積立金の累計額が推定修繕工事金額を二時的に下回る時は、その年度に一時金の負担、借入等の対策をとる」とありますが、現実は一時的徴収は困難です。また、借り入れも大幅に不足した場合

は返済途中でまた借入の必要が出てきます。利子もかなりの負担となります。最後の築七十年の時点では帳尻が合うのですが、無理な計画としか言いようがありません。

ケースB そこで、築一五年に二〇〇円/専有面積・戸・月に値上げしたとします。この金額は戸当たり月に一万五千円となり、一気に六千円の値上げになります。この場合には築三十五前後に発生する工事も対応することができず、そのまま築七十年まで積み立てていくと修繕積立金が二億七千万円残ることとなります。

ケースC 今度はその中間の一六〇円/専有面積・戸・月でシミュレーションしてみます。やはり、築三五年で資金が不足しますが、ここでリフォームローンを組みこみます。借入金七二〇〇万円で一〇年返済とすると、年間の返済額は八三〇万円ほどになります。この場合の年間の修繕積立金は一千万円のため返済額を差し引くと実質百七十万円の積立となります。

そしてまた、築四八年の第四回大規模修繕工事に資金不足となり、三千三百万円を借入することになります。そして築70年の時点で一億三千万円残ります。

今回、超・長期修繕計画を作成してみてもわかったことは、

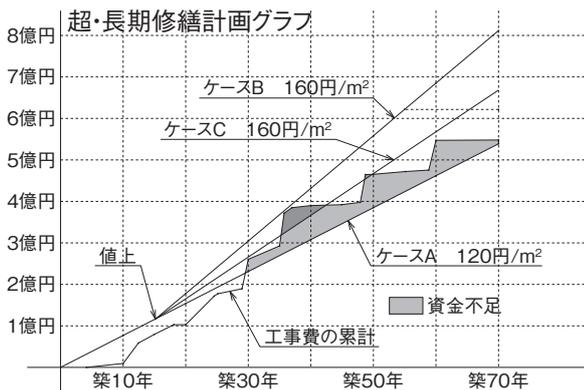
① 「ガイドライン」が示している修繕積立金の設定方法は理論上はその通りでも現実的ではないので十分シミュレーションする必要があります。

② 築三十年から四十年の間に建具やエレベーターの交換・給排水管の交換が推定修繕工事費として考慮されていない場合、長期修繕計画はそれらを加味して見直す必要があります。

③ リフォームローンを検討する場合、ケースAでは返済ができずに借入不可能であること。ケースCでも十分な検討が必要であったこと。これらを考えると、安易に借入をして資金不足を補う方法は借入金が大きいと返済できなくなる場合があることを知っておくべきです。

④ 築六十年を超えると修繕項目がなくなります。それでも修繕積立金を積み立てる必要があるのか。建替えを考へなければ建物の解体費用を残しておけば、その時点で積み立てを止めることも可能であると思われれます。

⑤ マンションが寿命を迎える時、建物はどうなるか想像してみましょう。野村総合研究所の発表では三十年後日本空き家率が四十%を超えると推計されています。よほど条件が整わない限り建替えは難しいのではないのでしょうか。



平成23年埼管ネット行事予定表

月 日	行事予定	会 場	月 日	行事予定	会 場
1月8日	仕事始め		7月2日	役員会	事務局会議室
8日	役員会	事務局会議室	2日	組合管理運営相談会	事務局会議室
8日	組合管理運営相談会	事務局会議室	2日	建物修繕相談会	事務局会議室
22日	建物修繕相談会	事務局会議室	未定	地域交流会・法律相談会	マンション集会室
2月5日	役員会	事務局会議室	8月6日	役員会	事務局会議室
5日	組合管理運営相談会	事務局会議室	6日	組合管理運営相談会	事務局会議室
5日	建物修繕相談会	事務局会議室	6日	建物修繕相談会	事務局会議室
19日	建物保全研修会	事務局会議室	13日～17日夏期休暇		
3月5日	役員会	事務局会議室	9月3日	役員会	事務局会議室
5日	組合管理運営相談会	事務局会議室	3日	組合管理運営相談会	事務局会議室
5日	建物修繕相談会	事務局会議室	3日	建物修繕相談会	事務局会議室
未定	地域交流会・法律相談会	マンション集会室	未定	地域交流会・法律相談会	マンション集会室
4月2日	役員会	事務局会議室	10月1日	役員会	事務局会議室
2日	組合管理運営相談会	事務局会議室	1日	組合管理運営相談会	事務局会議室
2日	建物修繕相談会	事務局会議室	1日	建物修繕相談会	事務局会議室
17日	建物保全研修会	事務局会議室	15日	建物保全研修会	事務局会議室
未定	地域交流会	マンション集会室	未定	地域交流会	マンション集会室
5月7日	役員会	事務局会議室	11月5日	役員会	事務局会議室
7日	組合管理運営相談会	事務局会議室	5日	組合管理運営相談会	事務局会議室
7日	建物修繕相談会	事務局会議室	5日	建物修繕相談会	事務局会議室
22日	管理組合実践セミナー	浦和コミュニティセンター(予定)	20日	管理組合実践セミナー	浦和コミュニティセンター(予定)
22日	法律相談会	浦和コミュニティセンター(予定)	20日	法律相談会	浦和コミュニティセンター(予定)
6月4日	役員会	事務局会議室	12月3日	役員会	事務局会議室
4日	組合管理運営相談会	事務局会議室	3日	組合管理運営相談会	事務局会議室
4日	建物修繕相談会	事務局会議室	3日	建物修繕相談会	事務局会議室
18日	建物保全研修会	事務局会議室	28日	仕事納め	
未定	地域交流会	マンション集会室			

事務局インフォメーション

*22年度会費納入のお願い

当会の会員更新の時期になりました。①5月中旬、②12月末、に各会員の理事長様宛に会費の請求書をお送りさせていただきます。お手数ながら、2月末迄に指定銀行の口座までお振込みくださいますようお願い申し上げます。

*「変更届」提出のお願い

会員の請求書と一緒に理事長様宛に「変更届」をお送りしております。理事長が交代したマンションおよび各書類等の送付先を変更したいマンションは、指定の「変更届出書」を埼管ネット事務局宛ご送信下さい。宛先は、FAX 048-887-9924です。

*相談員・(役員) ボランティア職員募集

「管理組合の役員として苦勞した自分の経験を他のマンションに伝えたい」「マンション管理のため何か力になりたい」とお考えの方、NPO 埼管ネットの活動に参加してみませんか。マンション管理に関心がある、熱意のある方を求めています。

・応募資格 正会員マンションの区分所有者で、word、Excelが、使える方。

・応募方法 事務局までお問い合わせください。TEL 048-887-9921・Fax 048-887-9924

ホームページからの情報発信 <http://www.saikan-net.com/>
事務局への連絡にもご協力ください

マンションLifeバックナンバー

ユーザー名 saikan-user

パスワード 1115